

平成18年6月9日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目33番8号
株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役社長 富澤 龍一

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記の通り開催いたしたいと存じますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご押印の上ご送付いただくか、パソコンをご利用いただきインターネットにより議決権行使専用サイト (<https://www.evoting.tr.mufg.jp>) において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、平成18年6月27日午後5時までに到着するよう議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 平成18年6月28日（水曜日）午前10時から |
| 2 場 所 | 東京都港区芝五丁目33番8号
三菱化学株式会社社会議室（第一田町ビル5階） |

3 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第1期(自平成17年10月3日
至平成18年3月31日)営業報告書、貸借対照表及び損益
計算書報告の件
 - 2 第1期(自平成17年4月1日
至平成18年3月31日)連結貸借対照表及び連結損益計算
書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告
の件

決議事項

- 第1議案 第1期利益処分案承認の件
- 第2議案 資本準備金減少の件
- 第3議案 定款一部変更の件
- 第4議案 取締役8名選任の件
- 第5議案 監査役5名選任の件
- 第6議案 取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件
- 第7議案 当社の執行役員等に対して株式報酬型ストックオプションとして
特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取
締役に委任する件

4 議決権の行使等についてのご案内

後記の「議決権の行使等について」(3頁から4頁まで)をご覧ください。

以上

(当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。)

議決権の行使等について

1 代理人による議決権行使

当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

2 議決権行使が重複してなされた場合のお取り扱い

議決権行使書用紙の郵送とインターネットによる双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットによって議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

3 株主総会参考書類及び計算書類に記載すべき事項の内容を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類及び計算書類に記載すべき事項の内容を修正する必要が生じた場合は、修正後の内容を当社ホームページ (<http://www.mitsubishichem-hd.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承下さい。

4 インターネットによる議決権行使のご案内

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承の上、ご行使下さい。

イ. インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」が必要となります。なお、この「ログインID」及び「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。

ロ. インターネットにより議決権を行使いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となりますのでご了承下さい。

ハ. 議決権行使専用サイトのご利用に際しては、同サイト上の「本サイト利用規定」及び「本サイト利用ガイド」を必ずご覧下さい。

(2) インターネットによる議決権行使のためには、次のシステム環境が必要です。なお、携帯電話、PDA、ゲーム機等を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんので、ご注意下さい。

イ. ハードウェアの環境

(イ) インターネットにアクセスできること。

(ロ) 横800ドット×縦600ドット以上の表示装置（モニタ）を使用できる状態にあ

ること。

ロ. ソフトウェアの環境

以下のOS環境とインターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）をインストール（導入）済みであること。

- ・Windows（95、98、2000、Me、NT4.0、XP 各日本語版）の場合
Microsoft Internet Explorer4.01SP1（日本語版）以上又は
Netscape Communicator4.5（日本語版）以上
※Netscape 6 以上ではご利用いただけませんので、ご注意ください。
- ・Macintosh（MacOS9.2以降、Xv10.2 各日本語版）の場合
Microsoft Internet Explorer5.0（日本語版）以上又は
Netscape Communicator4.7（日本語版）以上
※Netscape 6 以上ではご利用いただけませんので、ご注意ください。

※Windows®は、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

※Macintosh®は、米国Apple Computer, Inc. の米国及びその他の国における登録商標です。

※Internet Explorerは、Microsoft Corporationの商標です。

※Netscape Communicatorは、Netscape Communications Corporationの商標です。

※その他の商品名は、各社の商標又は登録商標です。

(3) ご照会先

イ. インターネットによる議決権行使に関するご照会

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-858-696（フリーダイヤル）

受付時間 土・日・休日を除く午前9時から午後9時まで

ロ. 其他のご照会

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-707-696（フリーダイヤル）

受付時間 土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで

以 上

(添付書類)

営業報告書

(自平成17年10月3日
至平成18年3月31日)

I 営業の概況

1 三菱ケミカルホールディングスグループ（企業集団）の営業の経過及び成果

(1) 持株会社としての発足

当社は、平成17年10月3日、株式移転により、三菱化学㈱及び三菱ウェルファーマ㈱の共同持株会社として設立されました。これにより、グループの経営形態は、ポートフォリオマネジメント機能（グループとしての経営戦略や資源配分をつかさどる機能）と個別事業経営機能とを完全に分離した純粋持株会社制に移行いたしました。三菱化学㈱及びそのグループ会社にとりましては、事業環境の変化に機動的・弾力的に対応していくための基盤が整備され、また、三菱ウェルファーマ㈱におきましては、他社との提携等を含め、国際創薬企業への飛躍のための経営戦略を加速するための体制が整いました。

当社といたしましては、グループの司令塔として、グループ全体の戦略策定、経営資源の最適配分、事業経営の監督等を通じて、グループとしての企業価値の一層の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えていく所存であります。

(2) グループ事業の概況（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

当期における日本経済は、著しい原油価格の高騰及び高止まりによる影響を受けたものの、米国・中国等の好景気に伴う輸出の伸長、企業の好収益を背景とした設備投資の増加、雇用情勢の改善による個人消費の回復等により、総じて順調でありました。

当社グループの事業環境につきましては、ナフサ等原料価格がかつてないレベル及びテンポで上昇したものの、国内外の需要好調が継続し、引き続き堅調に推移いたしました。

このような中で、当社グループは、原料価格の高騰に伴う製品価格の是正やマーケティングの強化等積極的な販売活動に努めるとともに、3カ年（平成17年4月から平成20年3月まで）の中期経営計画である「革進-Phase 2」に沿って、重点分野における積極的な投資等「事業の集中と選択」、「生産革進活動」による生産コストの徹底削減等の諸施策にグループを挙げて取り組みました。

これらの結果、当社グループの当期連結業績につきましては、原料価格の高騰に伴う製品価格の是正等により、売上高は2兆4,089億円（前期比10.0%増）となりました。また、利益面では、三菱化学㈱水島事業所における定期修理の実施等により、営

業利益は1,336億円（前期比10.0%減）となりましたが、経常利益は、持分法利益の向上や為替差益の増加等により1,435億円（前期比3.0%減）となり、当期純利益は855億円（前期比54.5%増）となりました。

部門別の状況は、以下の通りであります。

（石化セグメント）

石油化学部門の基礎素材であるエチレンの生産量は、三菱化学㈱水島事業所における定期修理の実施等により、127万トンと前期を5%下回りました。基礎石化製品、化成品、合成繊維原料及び合成樹脂は、一部の製品で海外市況の軟化があったものの、国内外の需要は概ね高水準で推移し、原料価格高騰を受けた製品価格の是正もあり、売上は大幅な増加となりました。

以上の結果、石化セグメントの売上高は1兆539億円（前期比12.9%増）となりましたが、営業利益は、定期修理等の影響により308億円（前期比47.3%減）となりました。

なお、昨年12月、三菱化学㈱が、同社鹿島事業所のオレフィン・アロマセンターにおいて進めていた原料多様化の設備増強工事が完了しました。また、昨年同月、日本ポリプロ㈱が、自動車用材料分野等で今後需要増大が予想されるポリプロピレンの製造設備を、同社鹿島工場において新設することを決定しました（平成19年12月完成予定）。

さらに、国外においては、昨年5月、寧波三菱化学有限公司が、中国の浙江省寧波市大榭開発区において高純度テレフタル酸製造設備の建設に着手しました（本年末完成予定）。また、昨年12月、エムシーシー・ピーティーイー・インディア社が、インドにおける需要増大に対応するため、高純度テレフタル酸製造設備を同社ハルディア工場において増設することを決定しました（平成20年6月完成予定）。

（機能化学セグメント）

アメニティライフ分野関連製品では、食品機能材や機能性樹脂の販売が引き続き順調に推移し、売上は増加しました。情報電子関連製品のうち、光ディスクは、販売価格の値下がりや世界的なDVD需要の増加により、売上は増加しました。また、OPCドラムやトナー等の事務機器向け印刷材料は、販売価格が値下がりしたものの、販売数量の増加により、売上は増加しました。環境・クリーン分野関連事業では、太陽電池材料加工事業の増収により、売上は増加しました。炭素事業では、旺盛な鉄鋼需要に支えられ、コークスの売上は大幅に増加しました。無機製品のうち、肥料は、原料価格上昇の影響を受けたものの、高付加価値製品の販売増加等により、前期並みの売上を確保しました。

以上の結果、機能化学セグメントの売上高は5,487億円（前期比16.7%増）となり、営業利益は、コークスの輸出価格上昇等により466億円（前期比14.6%増）となりました。

なお、液晶関連分野における需要増大に対応するため、化成オプトニクス㈱が、同社小田原工場において進めていた液晶バックライト用蛍光体製造設備の増設工事が昨年9月（本年2月、さらに増設を決定）に、また、三菱化学㈱が、同社黒崎事業所において進めていた液晶ディスプレイ用カラーレジスト製造設備の増設工事が本年3月にそれぞれ完了しました。

（機能材料セグメント）

各種フィルム・シート製品は、原料価格の高騰等の影響がありましたが、工業用途向けは半導体や液晶関連向け製品の需要増大により、また、包装材向けは新規用途の開拓や拡販により、それぞれ売上げは増加しました。複合材・アルミナ繊維等の高機能材料は、原料価格高騰等の影響を受けたものの、好調な需要等に支えられ、売上げは大幅に増加しました。土木・建築関連製品は、新規用途の開拓等により、売上げは増加しました。

以上の結果、機能材料セグメントの売上高は3,731億円（前期比4.6%増）となり、営業利益は、原材料費高騰の影響を受けたものの、227億円（前期比6.0%増）となりました。

なお、本年2月、三菱化学産資㈱が、同社坂出製造所において、自動車向けを中心に今後需要増大が予想されるアルミナ繊維の製造設備の新設に着手しました（本年11月完成予定）。

（ヘルスケアセグメント）

医薬品は、脳保護薬「ラジカット注」、抗血小板剤「アンブラーグ」等の主力医薬品が引き続き好調に推移し、売上げは増加しました。臨床検査事業は、病院内検査の一括受託等による新規取引の増加や既存顧客との取引拡大により、また、治験検査事業は受託増加等により、それぞれ売上げは増加しました。

以上の結果、ヘルスケアセグメントの売上高は2,805億円（前期比0.9%増）となり、営業利益は、売上げの増加に加え、研究開発費の減少等により339億円（前期比18.3%増）となりました。

なお、本年1月、㈱三菱化学ビーシーエル、㈱三菱化学ヤトロン及び㈱三菱化学安全科学研究所の3社が、既存事業の強化及び新規事業への展開を目的として、3社統合の検討を開始することに合意しました。

(サービスセグメント)

エンジニアリング部門は、外部受注の減少により売上げは減少しましたが、物流部門は、新規顧客の獲得等により売上げは増加しました。

以上の結果、サービスセグメントの売上高は1,524億円（前期比0.5%増）となりましたが、営業利益は、その他の部門の販売減少により105億円（前期比6.2%減）となりました。

(注) 当社の第1期（当期）は、平成17年10月3日から平成18年3月31日までであります。連結決算上は三菱化学㈱の連結決算を引き継ぎ、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとなっております。

また、上記「(2) グループ事業の概況」は、三菱化学㈱の前期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）連結業績との比較により記載しております。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）における当社グループの設備投資は、生産設備の新增設、更新及び合理化投資を中心に総額978億円でありました。

主要な設備の新增設等は、次の通りであります。

イ. 当期中に完成した主要な設備

- ・石化セグメント 三菱化学㈱ 鹿島事業所
オレフィンアロマ原料多様化対応設備（増強）
- ・ヘルスケアセグメント ㈱ベネシス オサダノ工場
血漿分画製剤製造設備（移転工事）

ロ. 建設中の主要な設備

- ・石化セグメント 寧波三菱化学有限公司
高純度テレフタル酸製造設備（新設）
- ・機能材料セグメント 三菱化学ポリエステルフィルム㈱ 滋賀事業所
ポリエステルフィルム製造設備（増設）
三菱化学産資㈱ 坂出製造所
アルミナ繊維製造設備（新設）
- ・その他 三菱化学㈱ 四日市事業所
研究開発施設（新設）

(4) 企業集団の資金調達状況

当期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）におきましては、借入金並びに社債及びコマーシャルペーパーの発行による資金調達を行っております。

なお、当期末現在における当社グループの借入金、社債及びコマーシャルペーパーの合計額は、6,366億円であり、当期に発行した主な社債は、次の通りであります。

イ. 三菱化学㈱

発行銘柄	発行年月	発行総額
第33回無担保社債	平成18年2月	200億円
第34回無担保社債	平成18年2月	100億円

ロ. 三菱樹脂㈱

発行銘柄	発行年月	発行総額
第3回無担保社債	平成17年9月	50億円

2 企業集団が対処すべき課題

日本経済は、金融の量的緩和解除等の政策が公表される中、設備投資や個人消費が引き続き堅調に推移しており、景気は、当面の間、拡大基調を続けていくものと予想されます。

このような事業環境の中で、当社グループは、将来の成長・飛躍に向けたグループの中期経営計画である「革進-Phase 2」に沿って、自動車、情報電子、環境・エネルギー、生活関連及び医療の5つを重点市場と位置付け、これらの市場における研究・技術開発や設備投資に経営資源を重点的に投入するなど成長に軸足を置いた戦略を展開する一方、引き続き財務体質の改善等経営基盤の強化にも積極的に取り組んでまいります。

当社は、こうしたグループの経営課題に着実に対処していくとともに、持株会社として適切にポートフォリオマネジメントを行い、効率の良いグループ経営を目指してまいります。

また、当社は、昨年10月の設立時に、新たなグループ理念「Good Chemistry for Tomorrow 人、社会、そして地球環境のより良い関係を創るために。」を制定いたしました。このグループ理念のもと、当社グループは、CSR（企業の社会的責任）活動を強化し、社会に役立つ製品やサービスの提供を通じて、豊かで快適な社会の実現に貢献していくことはもとより、コンプライアンス（法令・企業倫理の遵守）やレス

ポンシブル・ケア（事業活動のすべての過程で環境と安全に配慮することを目指した活動）等の一層の推進を図り、社会から信頼される企業グループを目指してまいります。

当社グループは、こうした諸施策の推進に一丸となって邁進し、グループとしての企業価値の一層の向上を図ることにより、株主の皆様のご期待に応えるよう努力してまいりますので、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

3 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	第1期(当期) (平成17年度)
売 上 高 (億円)	(18,874)	(19,253)	(21,894)	24,089
経 常 利 益 (億円)	(756)	(826)	(1,480)	1,435
当 期 純 利 益 (億円)	(213)	(345)	(553)	855
1株当り当期純利益 (円)	(9.75)	(15.82)	(25.40)	69.51
純 資 産 (億円)	(3,503)	(3,970)	(4,459)	6,560
総 資 産 (億円)	(21,170)	(20,016)	(19,705)	21,266

(注) 1. 当社は平成17年10月3日設立のため、前年度以前についての数値はありません。()内の数値については、三菱化学㈱の連結業績数値を記載しております。

2. 1株当り当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。

なお、第1期(当期)の1株当り当期純利益の計算にあたっては、上半期の各月末における三菱化学㈱の発行済株式総数(自己株式控除後)に株式移転による当社設立に際しての同社株式に対する当社株式の割当比率を乗じて得られた株式数、及び下半期の各月末における当社の発行済株式総数(自己株式控除後)を用いて算出した期中平均株式数を使用しております。

当期の営業成績及び財産の状況の推移の内容については、前記「1 三菱ケミカルホールディングスグループ(企業集団)の営業の経過及び成果」に記載の通りであります。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	第1期(当期) (平成17年度)
営業収益 (百万円)				1,487
経常利益 (百万円)				144
当期純利益 (百万円)				81
1株当り当期純利益 (円)				0.04
純資産 (億円)				5,837
総資産 (億円)				5,889

(注) 1. 当社は平成17年10月3日設立のため、前年度以前についての数値はありません。

2. 当期の営業年度は、当社設立日である平成17年10月3日から平成18年3月31日までであります。

3. 1株当り当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。

II 企業集団及び当社の概況

(平成18年3月31日現在)

1 企業集団の主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
石 化 セ グ メ ン ト	基礎石化製品、化成品、合成樹脂、合成繊維原料
機 能 化 学 セ グ メ ン ト	精密化学品、有機中間体、機能樹脂、記録材料、 電子関連製品、情報機材、無機製品、肥料、炭素製品
機 能 材 料 セ グ メ ン ト	樹脂加工品、複合材
ヘルスケアセグメント	医薬品、診断製品、臨床検査
サービスセグメント	エンジニアリング、運送及び倉庫業、電気供給業、不動産業

2 企業集団の主要な営業所及び工場等

(1) 当社

	住 所
本 社	東京都港区芝五丁目33番8号

(2) 重要な子法人等

会 社 名	所 在 地
<直接出資子会社>	
三 菱 化 学 (株)	東京都、福岡県、三重県、岡山県、茨城県、新潟県、 香川県、愛媛県、神奈川県
三 菱 ウ ェ ル フ ァ ー マ (株)	大阪府、茨城県
<間接出資子会社>	
(石化セグメント)	
ヴ イ テ ッ ク (株)	東京都、岡山県、三重県、神奈川県
日 本 ポ リ プ ロ (株)	東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、三重県、岡山県
エムシーシー・ピーティイー・インディア社	インド
三 菱 化 学 イ ン ド ネ シ ア 社	インドネシア

会 社 名	所 在 地
(機能化学セグメント)	
日 本 化 成 (株)	福島県、福岡県
関 西 熱 化 学 (株)	兵庫県
(株) エーピーアイ コーポレーション	大阪府、福岡県、三重県、静岡県、福島県
三 菱 化 学 ア グ リ (株)	東京都、福岡県、岡山県、福島県
ジ ャ パ ン エ ポ キ シ レ ジ ン (株)	東京都、三重県
三 菱 化 学 カ ル ゴ ン (株)	東京都、福岡県、福井県
三 菱 化 学 フ ー ズ (株)	東京都
三 菱 化 学 メ デ ィ ア (株)	東京都
(機能材料セグメント)	
三 菱 樹 脂 (株)	東京都、滋賀県、神奈川県、山口県、福島県
三 菱 化 学 エ ム ケ ー プ イ (株)	東京都、茨城県、愛知県
三 菱 化 学 ポ リ エ ス テ ル フ ィ ル ム (株)	東京都、滋賀県
三 菱 化 学 産 資 (株)	東京都、新潟県、香川県
(ヘルスケアセグメント)	
(株) 三 菱 化 学 ビ ー シ ー エ ル	東京都
(株) 三 菱 化 学 ヤ ト ロ ン	東京都、千葉県、茨城県
(株) 三 菱 化 学 安 全 科 学 研 究 所	東京都、茨城県、神奈川県、福岡県
(サービスセグメント)	
三 菱 化 学 物 流 (株)	東京都
三 菱 化 学 エ ン ジ ニ ア リ ン グ (株)	東京都
(その他)	
(株) 三 菱 化 学 科 学 技 術 研 究 セ ン タ ー	東京都、神奈川県
三 菱 化 学 ア メ リ カ 社	アメリカ

- (注) 1. 三菱化学(株)は、石化セグメント、機能化学セグメント、機能材料セグメント及びサービスセグメントに属する事業を行っております。
2. 三菱ウェルファーマ(株)は、ヘルスケアセグメントに属する事業を行っております。
3. 当社は、平成18年3月31日開催の取締役会において、三菱化学アメリカ社の解散を承認する旨の決議をしました。

3 当社の株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 6,000,000千株
 (2) 発行済株式の総数 1,806,288千株
 (3) 株主総数 197,875名
 (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	当社の大株主への出資状況
	持株数 (出資比率)	持株数 (出資比率)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	71,480千株 (3.9%)	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	63,815 (3.5)	—
明治安田生命保険相互会社	60,644 (3.3)	—
武田薬品工業株式会社	51,529 (2.8)	—
日本生命保険相互会社	49,428 (2.7)	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	48,828 (2.7)	—
東京海上日動火災保険株式会社	42,312 (2.3)	—
太陽生命保険株式会社	23,547 (1.3)	—
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,992 (1.0)	—
第一生命保険相互会社	18,423 (1.0)	—

- (注) 1. 上記のほか、当社の子会社である三菱化学株式会社が424,664千株（株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2千株を含む。）の当社株式を保有しておりますが、当該株式については、旧商法第241条第3項の規定により議決権を有しておりません。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行の当社への出資状況については、上記のほか、同行が議決権行使の指図権を留保している「野村信託銀行(株)退職給付信託・三菱東京UFJ銀行口」名義の株式4,750千株（出資比率0.2%）があります。
3. 三菱UFJ信託銀行株式会社の当社への出資状況については、上記のほか、同行が議決権行使の指図権を留保している「野村信託銀行(株)退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口」名義の株式3,395千株（出資比率0.1%）があります。

4 当社の自己株式の取得、処分等及び保有

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 取得株式 | |
| 普通株式 | 1,949,952株 |
| 取得価額の総額 | 1,408,541千円 |
| (2) 処分株式 | |
| 普通株式 | 195,008株 |
| 処分価額の総額 | 138,442千円 |
| (3) 決算期における保有株式 | |
| 普通株式 | 1,754,944株 |

5 当社の新株予約権の状況

- (1) 現に発行している新株予約権
株式移転によりその義務を継承した新株予約権
三菱化学株式会社平成17年度新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- イ. 新株予約権の数
9,321個
- ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 466,050株
- ハ. 新株予約権の発行価額
無償
- (2) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
- イ. 発行した新株予約権
9,321個（各新株予約権の目的となる株式の数は100株）
- ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 932,100株
- ハ. 新株予約権の発行価額
無償
- ニ. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（以下「行使価額」という。）は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額
- ホ. 新株予約権を行使することができる期間
平成18年6月28日から平成38年6月27日まで

- へ. その他の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ト. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、三菱化学(株)取締役会の承認を要する。
- チ. 新株予約権の消却事由及び消却の条件
三菱化学(株)は、いつでも同社が取得し、保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
- リ. 株式交換・株式移転における新株予約権の承継
三菱化学(株)を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させる。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、三菱化学(株)株主総会において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある三菱化学(株)と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限る。
 - ① 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
 - ② 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率等の条件を勘案の上、付与株式数を調整する。
 - ③ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出する。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記ホ. に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記ホ. に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
 - ⑤ その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
上記へ. 及びチ. に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要する。

又、割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数

・三菱化学㈱取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
富澤龍一	646個	普通株式64,600株
船田昌興	560個	普通株式56,000株
正野寛治	538個	普通株式53,800株
前川美之	473個	普通株式47,300株
佐藤隆一	384個	普通株式38,400株
山田洋輔	378個	普通株式37,800株
石川壽	308個	普通株式30,800株

・三菱化学㈱執行役員（上位10名）

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
新國時生	384個	普通株式38,400株
原山博志	384個	普通株式38,400株
今村信和	311個	普通株式31,100株
菊地一男	311個	普通株式31,100株
小林喜光	311個	普通株式31,100株
藤島治	311個	普通株式31,100株
山部俊一	311個	普通株式31,100株
吉田宏	311個	普通株式31,100株
宇野研一	311個	普通株式31,100株
大塚重徳	311個	普通株式31,100株

ル、三菱化学(株)取締役及び執行役員に対して発行した新株予約権の区分別状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
三菱化学(株)取締役	3,287個	普通株式328,700株	7
三菱化学(株)執行役員	6,034個	普通株式603,400株	22

(注) 三菱化学(株)及び三菱ウェルファーマ(株)は、平成17年10月3日付をもって株式移転の方法により、当社を設立しました。これにより、上記の方針に従って、三菱化学(株)が発行した新株予約権は、同日付をもって、当社に承継されました。承継後の新株予約権の要領は、以下の通りです。

- ① 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
当社の普通株式
- ② 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
当社普通株式50株
- ③ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
平成18年6月28日から平成38年6月27日まで
- ⑤ その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
 - ・各新株予約権の一部行使はできない。
 - ・当社は、いつでも当社が取得し、保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、当社取締役会の承認を要する。

6 企業集団の従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
32,955名	306名減

- (注) 1. 出向者は含んでおりません。
2. 前期末比増減の数値は、三菱化学グループの前期末における従業員数との比較であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
25名	45歳5ヶ月	21年9ヶ月

(注) 当社従業員は、すべて三菱化学(株)及び三菱ウェルファーマ(株)からの出向者であり、その平均勤続年数は当該会社での勤続年数を通算しております。

7 企業集団の重要な企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
＜直接出資子会社＞			
三 菱 化 学 (株)	1,450億円	100.0%	化学製品の製造、販売
三 菱 ウ ェ ル フ ェ ー マ (株)	305	100.0	医薬品の製造、販売
＜間接出資子会社＞ (石化セグメント)			
ヴ イ テ ッ ク (株)	60億円	85.1%	塩化ビニルの製造、販売
日 本 ポ リ プ ロ (株)	50	65.0	ポリプロピレンの製造、販売
エムシーシー・ピーティーイー・インディア社	6,131百万 インドルピー	66.0	テレフタル酸の製造、販売
三菱化学インドネシア社	146百万 米ドル	100.0	テレフタル酸の製造、販売
(機能化学セグメント)			
日 本 化 成 (株)	65億円	52.7%	化成品等の製造、販売
関 西 熱 化 学 (株)	60	51.0	コークスの製造、販売
(株)イービーアイ コーポレーション	40	100.0	医薬原体、医薬中間体等の製造、販売
三 菱 化 学 ア グ リ (株)	15	100.0	肥料の製造、販売
ジャパンエポキシレジン(株)	12	100.0	エポキシ樹脂の製造、販売
三 菱 化 学 カ ル ゴ ン (株)	6	50.9	活性炭等の製造、販売
三 菱 化 学 フ ー ズ (株)	5	100.0	食品素材、食品添加物の開発、販売
三 菱 化 学 メ デ ィ ア (株)	5	100.0	各種記録媒体、コンピュータ周辺機器等の開発、販売
(機能材料セグメント)			
三 菱 樹 脂 (株)	215億円	52.6%	合成樹脂製品の製造、販売
三 菱 化 学 エ ム ケ ー プ イ (株)	30	100.0	合成樹脂フィルム等の製造、販売
三菱化学ポリエステルフィルム(株)	30	100.0	ポリエステルフィルムの製造、販売
三 菱 化 学 産 資 (株)	20	100.0	各種産業用資材の製造、販売

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(ヘルスケアセグメント)			
㈱三菱化学ビーシーエル	5億円	94.1%	臨床検査等の医療関連サービス
㈱三菱化学ヤترون	3	79.9	体外診断用医薬品等の製造、販売
㈱三菱化学安全科学研究所	3	100.0	各種物資の安全性試験、研究受託
(サービスセグメント)			
三菱化学物流(㈱)	15億円	100.0%	運送業及び倉庫業
三菱化学エンジニアリング(㈱)	14	100.0	エンジニアリング及び土木建築、建設、保全その他工事
(その他)			
㈱三菱化学科学技術研究センター	25億円	100.0%	化学分野における研究開発、分析及び調査並びにこれらの受託
三菱化学アメリカ社	679百万米ドル	100.0	米国における関係会社の株式保有、管理

- (注) 1. 三菱化学(㈱)は、石化セグメント、機能化学セグメント、機能材料セグメント及びサービスセグメントに属する事業を行っております。
2. 三菱ウェルファーマ(㈱)は、ヘルスケアセグメントに属する事業を行っております。
3. 三菱化学アメリカ社の資本金については、払込資本を記載しております。
4. 当社は、平成18年3月31日開催の取締役会において、三菱化学アメリカ社の解散を承認する旨の決議をしました。

(2) その他の重要な企業結合の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(石化セグメント)			
日本合成化学工業(㈱)	179億円	35.1%	有機合成化学製品の製造、販売
日本ポリエチレン(㈱)	75	50.0	ポリエチレンの製造、販売
川崎化成工業(㈱)	62	37.1	有機合成化学製品の製造、販売
(機能材料セグメント)			
児玉化学工業(㈱)	30億円	20.6%	合成樹脂製品の製造、販売
日東化工(㈱)	19	39.7	ゴム製品、合成樹脂製品の製造、販売

(注) 上記の会社は、いずれも当社の間接出資会社であります。

(3) 企業結合の経過

イ. 当社は、平成17年10月3日、株式移転により、三菱化学㈱及び三菱ウェルファーマ㈱の共同持株会社として設立されました。これにより、両社は、当社の完全子会社となりました。

ロ. ジャパンエポキシレジン㈱は、平成18年3月31日をもって、オランダのリゾリューション・ホールディングス社が保有する10%の同社株式を三菱化学㈱が取得したことにより、全額出資子会社となりました。

(4) 企業結合の成果

当期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の連結売上高は2兆4,089億円であります。また、連結当期純利益は855億円であります。

なお、連結子法人等は168社、持分法適用会社は83社であります。

8 当社の主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式数（出資比率）
エムシーエフエー㈱	1,085百万円	— 千株（—%）

9 当社の取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業
取締役社長 (代表取締役)	富澤 龍一	三菱化学㈱取締役社長
取締役 (代表取締役) (コンプライアンス 推進統括執行役員)	*山田 洋輔	(社長補佐／総務・人事、広報、CSR推進、監査担当)
取締役 (代表取締役)	小峰 健嗣	三菱ウェルファーマ㈱取締役社長
取締役	*佐藤 隆一	(経営戦略担当)
取締役	*石川 壽	(経営管理、IR担当)
取締役	船田 昌興	三菱化学㈱取締役副社長執行役員
取締役	前川 美之	
取締役	下宿 邦彦	三菱ウェルファーマ㈱取締役副社長執行役員
監査役(常勤)	吉田 日出昭	
監査役(常勤)	高垣 嘉一	
監査役	岸 隆康	三菱ウェルファーマ㈱常勤監査役
監査役	杉原 弘泰	弁護士
監査役	竹原 相光	公認会計士

- (注) 1. 監査役高垣嘉一、杉原弘泰及び竹原相光の3氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. *印を付した取締役は、執行役員を兼任しており、担当又は主な職業欄の()内は、執行役員としての役職及び担当を記載しております。
3. 平成18年4月1日付で、石川 壽氏は、執行役員(経営管理、IR担当)を退任しました。

10 当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	報 酬	
	支払人員(名)	支払額(百万円)
取 締 役	8	40
監 査 役	5	30
合 計	13	71

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人としての職務に対して支払った給与相当額はありません。
2. 取締役及び監査役に支払った賞与金及び退職慰労金はありません。
3. 取締役の報酬は、月額30百万円以内であります。
4. 監査役の報酬は、月額11百万円以内であります。
5. 当期末現在の人員は、取締役8名、監査役5名であります。
6. 取締役及び監査役が役員を兼任する当社の子会社である三菱化学㈱及び三菱ウェルファーマ㈱からの報酬については、上記支払額に含まれておりません。

11 企業集団が会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支払額 (百万円)
① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	282
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項に定める業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	280
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	13

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、③の金額にはこれらの合計値を記載しております。

Ⅲ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会におきまして、以下の通り、「会社法」（平成17年法律第86号）第156条第1項及び第163条の規定に基づき、当社の子会社である三菱化学㈱及び三菱ウェルファーマ㈱がそれぞれ保有する当社株式のすべてを自己株式として取得することとし、このための財源確保を主な目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、当社の資本準備金を減少させ、これを「その他資本剰余金」に振り替えることを決議いたしました。

また、当社は、平成18年6月下旬に開催予定の当社第1回定時株主総会に、この資本準備金減少について付議することを併せて決議いたしました。

1. 子会社からの自己株式取得

(1) 取得する自己株式の種類及び総数

当社普通株式 434,049,642株

（内訳：三菱化学㈱保有分

424,662,290株

三菱ウェルファーマ㈱保有分

9,387,352株)

(2) 取得価額の総額

別途取締役会にて決議する。

（参考：平成18年4月27日現在での時価総額 約3,172億円）

(3) 取得時期

別途取締役会にて決議する。

2. 資本準備金減少

(1) 減少する資本準備金の額

492,475,612,590円

(2) 資本準備金の減少が効力を生じる日

平成18年7月31日

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,952	流動負債	5,168
現金及び預金	0	短期借入金	1,085
繰延税金資産	14	未払金	317
その他	3,938	未払法人税等	3,691
固定資産	585,003	預り金	3
(無形固定資産)	(9)	賞与引当金	43
ソフトウェア	9	その他	27
(投資その他の資産)	(584,993)	負債合計	5,168
関係会社株式	584,975	(資本の部)	
長期前払費用	18	資本金	50,000
		資本剰余金	534,973
		資本準備金	504,975
		その他資本剰余金	29,997
		資本準備金減少差益	29,997
		利益剰余金	81
		当期末処分利益	81
		自己株式	△1,267
		資本合計	583,786
資産合計	588,955	負債及び資本合計	588,955

損 益 計 算 書

(自平成17年10月3日
至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

摘 要	金 額
I 営 業 収 益	
運 営 費 用 収 入	1,487
(営 業 収 益 合 計)	(1,487)
II 一 般 管 理 費	1,048
営 業 利 益	438
III 営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
(営 業 外 収 益 合 計)	(0)
IV 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	0
創 立 費	294
(営 業 外 費 用 合 計)	(294)
経 常 利 益	144
税 引 前 当 期 純 利 益	144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	77
法 人 税 等 調 整 額	△14
当 期 純 利 益	81
当 期 未 処 分 利 益	81

(注記事項)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価方法及び評価基準
子会社株式 移動平均法による原価法
2. 無形固定資産の減価償却の方法
ソフトウェア 定額法
利用可能期間に基づく定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法
創立費 支出時の費用として処理しております。
4. 引当金の計上方法
賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
5. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。
6. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
7. その他
旧商法施行規則第48条第1項にいうところの「関係会社特例規定」を適用し、旧商法施行規則第200条の規定に基づき、財務諸表等規則の定めるところにより計算書類等を作成しております。

貸借対照表関係

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 3,873百万円 短期金銭債務 1,118百万円

損益計算書関係

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
営業収益 1,487百万円
一般管理費 259百万円
営業取引以外の取引高 70百万円
3. 1株当たり当期純利益 4銭

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額
(当期末処分利益の処分)	
当 期 未 処 分 利 益	81,283,879
これを次の通り処分する。	
次 期 繰 越 利 益	81,283,879
計	81,283,879
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	29,997,578,180
これを次の通り処分する。	
株 主 配 当 金	14,436,265,304
	1株につき8円
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	15,561,312,876
計	29,997,578,180

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	片山英木 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	友田和彦 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木聡 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成17年10月3日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

子会社からの自己株式取得に関する後発事象が営業報告書の「Ⅲ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実」に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月3日から平成18年3月31日までの第1期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に赴き、その取締役等から営業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人からその監査に関する報告を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案については、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました結果、取締役の義務違反は認められません。また、子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月10日

株式会社三菱ケミカルホールディングス 監査役会

監査役(常勤) 吉 田 日出昭 ㊞

監査役(常勤) 高 垣 嘉 一 ㊞

監査役 岸 隆 康 ㊞

監査役 杉 原 弘 泰 ㊞

監査役 竹 原 相 光 ㊞

(注) 監査役高垣嘉一、杉原弘泰及び竹原相光の3氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	988,380	流動負債	891,207
現金及び預金	65,382	支払手形及び買掛金	389,991
受取手形及び売掛金	491,905	短期借入金	211,001
たな卸資産	317,573	コマーシャルペーパー	32,000
繰延税金資産	32,087	一年以内償還社債	30,000
その他	83,356	賞与引当金	26,293
貸倒引当金	△1,923	未払法人税等	14,654
		一年以内使用定期修繕引当金	4,834
		一年以内固定資産整理損失引当金	2,815
		その他	179,619
固定資産	1,138,232	固定負債	510,478
(有形固定資産)	(686,680)	社債及び転換社債	234,745
建物及び構築物	209,828	長期借入金	128,923
機械装置及び運搬具	235,673	退職給付引当金	100,111
土地	178,016	役員退職慰労引当金	2,259
建設仮勘定	40,984	定期修繕引当金	3,599
その他	22,179	固定資産整理損失引当金	2,732
(無形固定資産)	(22,145)	関係会社整理損失引当金	20,203
連結調整勘定	6,651	その他	17,906
その他	15,494	負債合計	1,401,685
(投資その他の資産)	(429,407)	少数株主持分	68,867
投資有価証券	344,213	(資本の部)	
長期貸付金	3,128	資本金	50,000
繰延税金資産	36,219	資本剰余金	412,876
その他	46,980	利益剰余金	227,836
貸倒引当金	△1,133	土地再評価差額金	1,886
		その他有価証券評価差額金	87,355
		為替換算調整勘定	△3,773
		自己株式	△120,120
		資本合計	656,060
資産合計	2,126,612	負債、少数株主持分及び資本合計	2,126,612

連結損益計算書

(自平成17年4月1日
至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

摘 要	金 額
I 売上	2,408,945
II 売上原価	1,888,535
III 売上総利益	520,410
販売費及び一般管理費	101,479
一般管理費	285,312
(販売費及び一般管理費合計)	(386,791)
IV 営業利益	133,619
営業外収益	1,567
受取利息	4,440
持分法による投資利益	12,864
為替差益	6,129
固定資産の貸料	3,733
その他	7,566
(営業外収益合計)	(36,299)
V 営業外費用	11,009
支出者労務費	4,164
その他	11,170
(営業外費用合計)	(26,343)
VI 特別利益	143,575
固定資産売却益	2,383
投資有価証券売却益	1,936
その他	1,586
(特別利益合計)	(5,905)
VII 特別損失	15,716
関係会社整理損	2,932
固定資産の臨時償却	2,869
その他投資評価損	2,706
固定資産の整理損	2,208
投資有価証券評価損	2,150
固定資産整理損失引当金繰入額	1,905
早期定年退職一時金	1,131
固定資産の減損損失	2,793
その他	(34,410)
(特別損失合計)	115,070
税金等調整前当期純利益	35,221
法人税、住民税及び事業税	△14,931
法人税等調整額	9,211
少数株主利益	85,569
当期純利益	85,569

(注記事項)

連結の範囲等に関する事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 168社

主要な連結子法人等につきましては、「営業報告書 II 企業集団及び当社の概況 7 企業集団の重要な企業結合の状況 (1) 重要な子法人等の状況」に記載の通りであります。

(増加 9社)

- ・新規設立による増加：寧波三菱化学有限公司他5社
- ・重要性が増したことによる増加：三菱ウェルファーマ㈱の子法人等1社※1、レジنديオン社※2

※1 当期より持分法適用外の非連結子法人等から変更

※2 当期より持分法適用会社から変更

- ・株式移転に伴う子会社化による増加：三菱化学㈱

(減少 8社)

- ・合併消滅による減少：日本化成㈱の子法人等1社
- ・清算結了による減少：三菱ウェルファーマ㈱の子法人等3社他1社
- ・重要性がなくなったことによる減少：三菱化学ポリエステルフィルム社(独)の子法人等3社※

※当期より持分法適用外の非連結子法人等へ変更

(注) 連結子法人等の増減数につきましては、三菱化学㈱の前期との比較により記載しております。

(2) 主要な非連結子法人等の名称等

㈱三菱化学学生命科学研究所

非連結子法人等の総資産の額、売上高、当期純損益のうち当社の持分に見合う額、利益剰余金のうち当社の持分に見合う額のそれぞれの合計額等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子法人等の数 43社

主要な会社の名称 ㈱三菱化学学生命科学研究所

持分法適用の関連会社数 40社

主要な関連会社につきましては「営業報告書 II 企業集団及び当社の概況 7 企業集団の重要な企業結合の状況 (2) その他の重要な企業結合の状況」に記載の通りであります。

(増加 2社)

- ・新規設立による増加：ポリオールアジア㈱
 - ・株式追加取得による増加：三菱化学ポリエステルフィルム社(独)の関連会社1社
- (減少 4社)
- ・株式売却による減少：三菱ウェルファーマ㈱の関連会社1社
 - ・清算結了による減少：三菱樹脂㈱の関連会社1社他1社
 - ・連結子法人等への変更：レジنديオン社

(注) 持分法適用の非連結子法人等及び関連会社の増減数につきましては、三菱化学㈱の前期との比較により記載しております。

(2) 主要な持分法適用外の非連結子法人等及び関連会社の名称等

㈱ダイヤモンドア

持分法適用外の非連結子法人等及び関連会社の当期純損益のうち当社の持分に見合う額、利益剰余金のうち当社の持分に見合う額のそれぞれの合計額等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用対象から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日が連結決算日と異なる主要な会社は次の通りであります。

(決算日 9月30日)

三菱ウェルファーマ㈱の子法人等1社

(決算日 12月31日)

ヴィテック㈱、日本ポリプロ㈱、三菱化学カルゴン㈱、三菱化学ポリエステルフィルム㈱、エムシーシー・ピーティーイー・インディア社、三菱化学アメリカ社、三菱化学インドネシア社

(決算日 1月31日)

三菱樹脂㈱の子法人等1社

(決算日 2月28日)

越前ポリマー㈱

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれの個別計算書類を使用しております。なお、三菱化学アメリカ社等、その所在国における会計基準に基づく連結計算書類を作成している在外連結子法人等につきましては、その連結決算数値を使用しております。

また、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引につきましては、必要な調整を行っております。

また、三菱ウェルファーマ㈱の子法人等1社につきましては、決算日が9月30日であるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、三菱樹脂㈱の子法人等1社及びジャパンエポキシレジン㈱につきましては、当期において、決算日を12月31日から3月31日に変更しているため、同社の平成17年12月31日を決算日とする12ヵ月間の計算書類に平成18年3月31日を決算日とする3ヵ月間の計算書類を合算したものを基礎として、連結計算書類を作成しております。

株式移転に伴う資本連結手続に関する事項

三菱化学㈱及び同社の子会社であった三菱ウェルファーマ㈱は、平成17年10月3日に株式移転の方法により、完全親会社(持株会社)となる㈱三菱ケミカルホールディングスを設立しました。

この株式移転に関する資本連結手続については、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)に準拠しています。

資本連結にあたっては、この株式移転が親子会社間で行われたことにより、企業結合に該当しない取引でありますので、親会社であった三菱化学㈱については持分プーリング法に準じた処理及び子会社であった三菱ウェルファーマ㈱については連結原則に準じた処理を行っております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価方法及び評価基準

満期保有目的債券
その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

主として移動平均法による原価法

時価のないもの

2. たな卸資産の評価方法及び評価基準

製品及び商品
(除く販売用不動産)

主として総平均法による低価法

貯蔵品
(除く包装材料及び劣化資産)

主として移動平均法による原価法

原材料その他のたな卸資産

主として総平均法による原価法

3. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子法人等

主として定率法

(平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)

在外連結子法人等

主として定額法

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。

定期修繕引当金

工場における製造設備及び貯油槽の定期的修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

未認識項目の費用処理及び費用処理年数

未認識過去勤務債務

定額法 主として5年

未認識数理計算上の差異

定額法 主として5年

会計基準変更時差異の未処理額

主として15年

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、主として内規に基づく期末要支給額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理に伴い、将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

固定資産整理損失引当金

固定資産の整理に伴い支出が予想される処理費用の発生に備えるため、当該見積額を計上しております。

5. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債については、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については、期中平均の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額については「少数株主持分」及び資本の部の「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

6. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。

なお、当期においては、一時償却または5年間で均等償却しております。

8. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理の方法：税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用：当社が設立された平成17年10月3日から、当社を連結納税親法人とする連結納税制度を適用しております。

(3) 旧商法施行規則第200条に基づき、一部「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めるところにより連結計算書類を作成しております。

連結貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,672,230百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保に供している資産

建物及び構築物 30,025百万円

土地 19,934百万円

機械装置及び運搬具他 22,498百万円

3. 保証債務等残高

保証債務残高 26,465百万円 (うち、当社グループ負担割合額22,536百万円)

保証予約残高 1,422百万円 (うち、当社グループ負担割合額 1,422百万円)

その他の保証類似行為残高 9,349百万円 (うち、当社グループ負担割合額 4,816百万円)

4. 受取手形割引高 3,230百万円

受取手形裏書譲渡高 592百万円

連結損益計算書の注記

1. 1株当たり当期純利益 69円51銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	片山英木 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	友田和彦 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 聡 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成17年10月3日から平成18年3月31日までの第1期営業年度（ただし、連結会計年度は平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社三菱ケミカルホールディングス及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年10月3日から平成18年3月31日までの第1期営業年度（ただし、連結会計年度は平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1 監査役の監査の方法の概要

- (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。
- (2) 必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月10日

株式会社三菱ケミカルホールディングス 監査役会

監査役(常勤) 吉田日出昭 ㊟

監査役(常勤) 高垣嘉一 ㊟

監査役 岸隆康 ㊟

監査役 杉原弘泰 ㊟

監査役 竹原相光 ㊟

(注) 監査役高垣嘉一、杉原弘泰及び竹原相光の3氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1議案 第1期利益処分案承認の件

利益処分案の内容は、前記の添付書類（28頁）の通りであります。

利益配当金につきましては、当期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の連結当期純利益の向上を踏まえ、中長期的な安定配当、今後の事業展開に備えるためのグループとしての内部留保の充実、さらに株式移転により当社の完全子会社となった三菱化学㈱及び三菱ウェルファーマ㈱が株主の皆様にごすでにお支払いしている当期中間配当の金額等を総合的に勘案し、1株につき8円といたしたいと存じます。

第2議案 資本準備金減少の件

1. 提案の内容

「会社法」（平成17年法律第86号）第448条第1項の規定に基づき、当社の資本準備金504,975,612,590円を492,475,612,590円減少させ、これを「その他資本剰余金」に振り替えるものであります。

なお、資本準備金の減少が効力を生じる日は、平成18年7月31日といたします。

2. 提案の理由

当社は、平成17年10月3日、株式移転の方法により、三菱化学㈱及びその子会社の三菱ウェルファーマ㈱をそれぞれ完全子会社とする共同持株会社として設立されました。その際、三菱化学㈱についてはその保有する三菱ウェルファーマ㈱株式及び自己株式につき、また、三菱ウェルファーマ㈱についてはその保有する自己株式につき、当社株式が割り当てられた結果、親会社である当社株式をそれぞれ424,662,290株、9,387,352株保有することとなりました。両社は、会社法第135条第3項の規定により、これら当社株式をそれぞれ相当の期間に処分することを求められていますが、当社としては、グループ事業の提携・再編での活用も視野に入れて、これらを自己株式として取得することといたしたく存じます。

ついては、当社子会社が保有するこれら当社株式の取得のための財源確保を主な目的として、今般、資本準備金の減少をお諮りするものであります。

第3議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次の通り変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨を定める定款第4条（機関）を新設する。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第7条（株券の発行）を新設する。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利の一部を制限する定款第11条（単元未満株主の権利制限）を新設する。
- (4) 会社法施行規則第94条等の規定に従い、株主総会におけるより充実した情報開示の観点から、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能にするため、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設する。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要に応じて書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第27条（取締役会の決議の省略）を新設する。
- (6) 会社の機関としての取締役会及び監査役会の位置付けをより明確にするため、定款第28条（取締役会規則）及び第36条（監査役会規則）を新設する。
- (7) 会社法第361条及び第387条の規定を踏まえて、取締役及び監査役の報酬等の位置付け・決定方法を明確にするため、定款第29条（報酬等）及び第37条（報酬等）を新設する。
- (8) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、定款第38条（監査役の実任免除）第2項を新設する。

(9) 会社法第326条第2項の規定に基づき会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、その選任、任期及び報酬等について定めるため、定款に第6章（会計監査人）を新設する。

(10) 以上のほか、会社法及び関係法令に合わせて用語、表現及び引用条文の変更を行うとともに、条文構成の整理、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行う。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条<記載省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第4条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 本会社の発行する株式の総数は、<u>6,000,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受ける</u>ことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条<現行の第1条から第3条までの規定通り></p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p><u>第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1)取締役会</u></p> <p><u>(2)監査役</u></p> <p><u>(3)監査役会</u></p> <p><u>(4)会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行の第4条の規定通り></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本社の<u>発行可能株式総数は、60億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p><u>第7条 本社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第8条 本社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式の数、単元未満株券の不発行及び単元未満株式の買増</u>)</p> <p>第7条 本会社の<u>1単元の株式の数</u>は、500株とする。</p> <p>2 本会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、取締役会の定める株式取扱規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>3 本会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する手続並びにその手数料については、株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 本会社の<u>単元株式数</u>は、500株とする。</p> <p>2 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、取締役会の定める株式取扱規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(<u>単元未満株式の売渡請求</u>)</p> <p>第10条 本会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>)</p> <p>第11条 本会社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株券の種類並びに<u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡しその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 本社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 本社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する手続、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第10条 株主、<u>登録質権者又はその法定代理人は、株式取扱規則の定めるところにより、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p>2 前項のほか、外国に在住する株主、<u>登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めるところにより、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p>3 <記載省略></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第13条 本社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 本社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第14条 株主、<u>登録株式質権者又はその法定代理人は、株式取扱規則の定めるところにより、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p>2 前項のほか、外国に在住する株主、<u>登録株式質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めるところにより、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p>3 <現行の第3項の規定通り></p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第12条 <記載省略></p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、<u>取締役社長に差支があるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 <u>商法第343条</u>の規定による株主総会の特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>代理人をもってその議決権を行使することができる。但し、代理人は、議決権を有する株主に限る。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 <u>本公司に取締役10名以内を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第16条 <現行の第12条の規定通り></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長に<u>当る。取締役社長に差支えがあるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長に当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項</u>の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、<u>本公司の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 <u>本公司の取締役は、10名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって、代表取締役を<u>定める。</u></p> <p>2 代表取締役は、各自会社を代表し、<u>取締役会の決議に基き</u>、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長に当る。取締役会長に差支があるとき又は取締役会長が欠員のときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に差支があるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>少くとも3日前</u>に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>2 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第24条 取締役会の決議をもって、代表取締役を<u>選定する。</u></p> <p>2 代表取締役は、各自会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長に当る。取締役会長に差支<u>え</u>があるとき又は取締役会長が欠員のときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に差支<u>え</u>があるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>少くとも3日前</u>に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 本公司は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本公司は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第23条 本公司に<u>監査役6名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <記載省略></p>	<p style="text-align: center;">(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本公司から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 本公司は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本公司は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第31条 本公司の<u>監査役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <現行の第2項の規定通り></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第26条 監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少くとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第28条 本会社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少くとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p><u>第39条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(営業年度)</p> <p>第29条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、その末日を決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(利益配当及び中間配当)</p> <p>第30条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>2 本社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）</u>を行うことができる。</p> <p>3 <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、支払の義務を免れる。</u></p> <p>4 未払の<u>利益配当金及び中間配当金</u>に対しては、利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(株式移転による設立に際して発行する株式)</p> <p>第1条 本会社の設立は、<u>商法第364条の株式移転による。</u></p> <p>2 <u>本会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式1,806,288,107株とする。</u></p>	<p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p><u>第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第42条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(期末配当金及び中間配当金)</p> <p>第43条 <u>本社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>2 本社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>を行うことができる。</p> <p>3 <u>期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、支払の義務を免れる。</u></p> <p>4 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>に対しては、利息をつけない。</p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3 三菱化学株式会社が発行した転換社債について、株式移転をなすべき時期の前日までに普通株式への転換があった場合には、株式移転に際して発行する普通株式の総数は、前項の規定にかかわらず、次の第1号及び第2号の数の合計から1株に満たない端数を控除した数とする。</u></p> <p><u>(1) 2,177,675,032株に三菱化学株式会社が発行した転換社債の転換により発行された普通株式の数を加えた数に0.5を乗じた数</u></p> <p><u>(2) 458,434,883株に1.565を乗じた数</u></p> <p><u>(最初の営業年度)</u></p> <p><u>第2条 本会社の最初の営業年度は、第29条の規定にかかわらず、本公司設立の日から平成18年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(最初の監査役任期)</u></p> <p><u>第3条 本会社の最初の監査役任期は、第25条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

第4議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもってその任期を満了いたしますので、取締役8名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式の数	摘 要
1	とみ ざわ りゅう いち 富 澤 龍 一 (昭和16年8月21日生)	昭和40年4月 三菱化成工業㈱（現三菱化学㈱）入社 平成8年6月 三菱化学㈱取締役 平成11年6月 同社常務執行役員 平成11年10月 三菱東京製薬㈱（現三菱ウェルファーマ㈱）常務取締役 平成12年4月 同社取締役社長 平成13年10月 三菱ウェルファーマ㈱取締役副社長 平成14年4月 三菱化学㈱副社長執行役員 平成14年6月 同社取締役社長（現在に至る） 平成16年6月 三菱ウェルファーマ㈱取締役会長 平成17年10月 当社取締役社長 現在に至る	61,839株	他の法人等の代表状況 ・三菱化学㈱取締役社長
2	やま だ よう すけ 山 田 洋 輔 (昭和18年2月9日生)	昭和40年4月 三菱油化㈱（現三菱化学㈱）入社 平成8年6月 三菱化学㈱取締役 平成11年6月 同社常務執行役員 平成13年6月 同社常務取締役 平成14年4月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 専務執行役員 平成17年10月 当社取締役 専務執行役員 三菱化学㈱取締役（現在に至る） 三菱ウェルファーマ㈱取締役（現在に至る） 平成18年4月 当社取締役 副社長執行役員 現在に至る	25,650株	

番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式の数	摘要
3	小峰健嗣 (昭和22年4月14日生)	昭和46年4月 吉富製薬(株) (現三菱ウェルファーマ(株)) 入社 平成11年6月 同社執行役員 平成12年6月 ウェルファイト(株) (現三菱ウェルファーマ(株)) 取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成14年6月 三菱ウェルファーマ(株)専務取締役 平成16年6月 同社取締役社長 (現在に至る) 平成17年10月 当社取締役 現在に至る	28,747株	他の法人等の代表状況 ・三菱ウェルファーマ(株)取締役社長
4	佐藤隆一 (昭和18年9月7日生)	昭和41年4月 三菱油化(株) (現三菱化学(株)) 入社 平成9年6月 三菱化学(株)取締役 平成11年6月 同社執行役員 平成12年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 常務執行役員 (現在に至る) 平成17年10月 当社取締役 常務執行役員 現在に至る	11,000株	
5	吉村章太郎 (昭和24年2月13日生)	昭和47年4月 三菱化成工業(株) (現三菱化学(株)) 入社 平成14年6月 三菱ウェルファーマ(株)監査役 (現在に至る) 平成15年6月 三菱化学(株)執行役員 平成17年10月 当社執行役員 平成18年4月 当社常務執行役員 (現在に至る) 三菱化学(株)常務執行役員 現在に至る	3,000株	

番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式の数	摘 要
6	ふなだまさおき 船田昌興 (昭和17年6月3日生)	昭和40年4月 三菱化成工業㈱（現三菱化学㈱）入社 平成8年6月 三菱化学㈱取締役 平成11年6月 同社常務執行役員 平成14年6月 同社専務取締役兼専務執行役員 平成16年6月 同社取締役 副社長執行役員（現在に至る） 平成17年10月 当社取締役 現在に至る	29,730株	他の法人等の代表状況 ・三菱化学㈱代表取締役 ・寧波PTA投資㈱取締役社長 ・寧波三菱化学有限公司董事長
7	しもじゅくくにひこ 下宿邦彦 (昭和20年3月24日生)	昭和43年4月 三菱油化㈱（現三菱化学㈱）入社 平成12年6月 三菱化学㈱執行役員 平成14年6月 三菱ウエルファーマ㈱取締役 平成15年1月 同社常務取締役 平成16年6月 同社取締役副社長兼副社長執行役員 平成17年6月 同社取締役兼副社長執行役員（現在に至る） 平成17年10月 当社取締役 現在に至る	11,760株	他の法人等の代表状況 ・三菱ウエルファーマ㈱代表取締役
8	こばやしよしみつ 小林喜光 (昭和21年11月18日生)	昭和49年12月 三菱化成工業㈱（現三菱化学㈱）入社 平成15年6月 同社執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 現在に至る	6,500株	他の法人等の代表状況 ・㈱三菱化学科学技術研究センター取締役社長

第5議案 監査役5名選任の件

監査役5名全員は、本総会終結の時をもってその任期を満了いたしますので、監査役5名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式の数	摘 要
1	よし だ ひ で あき 吉 田 日 出 昭 (昭和17年1月10日生)	昭和39年4月 三菱化成工業㈱(現三菱化学㈱)入社 平成11年10月 三菱東京製薬㈱(現三菱ウェルファーマ㈱)常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成13年4月 三菱化学㈱常務執行役員 平成13年6月 同社常務取締役 平成14年4月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成14年6月 同社専務取締役兼専務執行役員 平成16年6月 同社監査役(現在に至る) 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	13,500株	
2	たか がき よし かず 高 垣 嘉 一 (昭和17年7月2日生)	昭和40年4月 ㈱三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)入行 平成4年6月 同行取締役 平成9年6月 同行常勤監査役 平成13年4月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ(現㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ)常勤監査役、㈱東京三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)監査役 平成15年6月 三菱化学㈱監査役(現在に至る) 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	9,000株	

番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式の数	摘要
3	岸 隆 康 (昭和21年4月18日生)	昭和45年4月 三菱化成工業(株) (現三菱化学(株)) 入社 平成12年6月 三菱東京製薬(株) (現三菱ウェルファーマ(株)) 経理部長 平成13年10月 三菱ウェルファーマ(株)経営企画本部副本部長 平成15年6月 同社執行役員 平成17年6月 同社監査役 (現在に至る) 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	8,330株	
4	杉原 弘 泰 (昭和13年5月18日生)	昭和38年4月 検事任官 平成4年7月 法務省保護局長 平成6年12月 福岡地方検察庁検事正 平成7年7月 公安調査庁長官 平成9年12月 高松高等検察庁検事長 平成11年1月 広島高等検察庁検事長 平成11年6月 大阪高等検察庁検事長 (平成13年5月退官) 平成13年5月 弁護士登録 平成15年6月 三菱化学(株)監査役 (現在に至る) 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	0株	
5	竹原 相 光 (昭和27年4月1日生)	昭和52年1月 ビート マーウィック ミッチェル会計士事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人 (現中央青山監査法人) 社員 平成8年8月 中央監査法人 (現中央青山監査法人) 代表社員 平成15年7月 中央青山監査法人評議委員 平成17年3月 中央青山監査法人退所 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	0株	

(注) 監査役候補者高垣嘉一、杉原弘泰及び竹原相光の3氏は、社外監査役の候補者であります。

第6議案 取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件

1. 提案の理由

当社は、取締役について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落による損失までも株主の皆様と共有し、より会社業績や中長期的な企業価値の向上を促すインセンティブとすることを目的として、各事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の会社業績及び当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等を勘案し、株式報酬型ストックオプション（以下「ストックオプション」といいます。）として新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とする新株予約権）を割り当てることといたしたいと存じます。

「会社法」（平成17年法律第86号）施行により、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部として位置付けられ、報酬等のうち、額が確定しているものかつ非金銭報酬に該当することから、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

2. 提案の内容

当社の取締役の報酬等の総額は、三菱化学(株)及び三菱ウェルファーマ(株)が株式移転による当社設立をそれぞれ決議した平成17年6月28日開催の第11回定時株主総会及び同月29日開催の第4回定時株主総会において、月額30百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額（新株予約権割当て時の新株予約権1個当りの公正価額に、割当て総数を乗じて得られた額に相当する額）を、年額80百万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。

この報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人としての職務に対して支払いを行った給与相当額は含まないものといたします。

当社の取締役の員数は、第4議案が可決されますと8名となりますが、ストックオプションとして発行する新株予約権の割当て対象者は、当社における業務執行の状況、貢献度等を勘案の上、取締役会において決定することといたします。

なお、当社は、退職慰労金制度を導入しておりません。

当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は、次の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

1,600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限といたします。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式80,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限といたします。

③ 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は50株とします。

④ 本株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合等、株式数の調整を行うことが適切である場合は、当社が必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とします。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(3)の期間内において、原則として当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

第7議案 当社の執行役員等に対して株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

「会社法」（平成17年法律第86号）第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員並びに当社を退任する取締役及び執行役員（以下、総称して「執行役員等」といいます。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の執行役員等について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落による損失までも株主の皆様と共有し、より会社業績や中長期的な企業価値の向上を促すインセンティブとすることを目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当社は、取締役と同様、執行役員に対しても退職慰労金制度を導入しておりません。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権700個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式35,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得られた数を上限といたします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものといたします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は50株といたします。

但し、本株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することといたします。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月28日から平成39年6月27日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑥ 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行することといたします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ることといたします。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記ハ. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

へ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定します。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要することといたします。

チ. その他の新株予約権の行使の条件

下記(4) に準じて決定します。

(4) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(3) ③の期間内において、原則として当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする、その他の権利の行使の条件については、当社取締役会において決定することといたします。

以 上

※ 第6議案及び第7議案に関するご参考

当社の子会社である三菱化学㈱は、昨年、取締役及び執行役員（以下、総称して「役員等」といい、退任する役員等を含みます。）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる制度（役員報酬及び退職慰労金の一部を減額し、当該減額相当額を基本原資として業績報酬を支給する制度）を導入いたしました。当社設立に伴い、当社の完全子会社となりましたことから、三菱化学㈱の新株予約権を用いた報酬制度を維持することは困難となりました。このため、三菱化学㈱は、制度の見直しを行うべく検討を行ってまいりましたが、今般、役員等に対する業績報酬として、当社が取締役会決議に基づき三菱化学㈱に対して新株予約権を公正価額で有償発行し、これを三菱化学㈱がその役員等に対して付与する制度として再設計することといたしました。三菱化学㈱は、これに伴い、退職慰労金制度を廃止する予定であります。

メモ欄

メモ欄

メモ欄

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝五丁目33番8号 第一田町ビル5階
三菱化学株式会社社会議室

